

## 資料5

令和7年7月18日  
子ども・若者部  
保 育 課  
保育認定・調整課

## 世田谷区における第1子保育料等無償化の取り組みについて

## 1. 主旨

子育て支援の一層の拡充を図るため、認可保育所等の保育料を無償化するとともに、認可外保育施設等利用者に対し、無償化相当分として8万円を上限に補助を拡充する。また、一部が利用者負担となっている給食費を無償化する。

## 2. 保育料無償化・補助の拡充

## (1) 認可保育所等保育料の無償化

0～2歳児クラスの住民税課税世帯の第1子保育料を無償化する。これにより、認可保育所等に通う区内在住の全児童の保育料が無償化となる。

## (2) 認可外保育施設利用者への保育料補助の拡充

認可外保育施設については、認可保育園との利用者負担の公平性、認可外保育施設利用者間での補助支給額の格差是正のため、子どもの出生順や所得階層に関わらない補助金額にするとともに、各施設に応じた上限額を拡充する。

## ① 認証保育所

保育の必要性の認定がある児童については、全クラス上限80,000円にする。

また保育の必要性の認定がない児童については0～2歳児クラスを上限52,000円、3～5歳児クラスを上限43,000円にする。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	認定区分	契約保育時間	第1子	第2子以降
非課税世帯	認定あり	月極48時間以上契約	月額上限 6.7万	
	認定なし		月額上限 2.5万	
課税世帯	認定あり		所得に応じた補助 0～4万	月額上限 6.7万
	認定なし		所得に応じた補助 0～2.5万	月額上限 5.2万

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
月額上限 8万
月額上限 5.2万
月額上限 8万
月額上限 5.2万

3～5歳クラス年齢

区分	認定区分	第1子	第2子以降
非課税世帯・課税世帯	認定あり	月額上限 5.7万	
	認定なし	所得に応じた補助 0～2万	

第1子以降
月額上限 8万
月額上限 4.3万

### ②保育室、保育ママ

月額基本保育料となる保育室 45,000 円、保育ママ 25,000 円としてきた補助金額を第 1 子まで拡充する。

◎現状

0～2 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯	保育室4.5万 保育ママ2.5万	保育室4.5万 保育ママ2.5万
課税世帯	所得に応じた 補助	

◎拡充後の区の補助額

第 1 子以降
保育室4.5万 保育ママ2.5万

### ③企業主導型保育施設（※企業が国からの助成を受けて設置・運営する施設）

補助対象を第 1 子まで拡充し、0～2 歳児クラスを上限 38,000 円、3～5 歳児クラスを上限 30,000 円にする。

◎現状

0～2 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	補助対象外	月額上限 2.5万

◎拡充後の区の補助額

第 1 子以降
月額上限 3.8万

3～5 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	補助対象外	月額上限 2万

第 1 子以降
月額上限 3万 ※

※給食費相当分0.3万を含む

### ④事業所内・院内保育施設

保育の必要性の認定がある児童については、補助対象を第 1 子まで拡充し、全クラス上限 80,000 円にする。

◎現状

0～2 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯	月額上限 6.7万	
課税世帯	補助対象外	月額上限 2.7万

◎拡充後の区の補助額

第 1 子以降
月額上限 8万

3～5 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	月額上限 5.7万	

第 1 子以降
月額上限 8万 (※)

※給食を提供していない園は7.7万

⑤ベビーホテル・その他の認可外保育施設

保育の必要性の認定がある児童については、補助対象を第1子まで拡充し、全クラス上限80,000円にする。併せて、地域の保育の受け皿としての現状に鑑み、契約保育時間ならびに待機児童要件を撤廃する。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	契約保育時間	第1子	第2子以降
非課税世帯		月額上限 6.7万	
課税世帯	待機児童かつ 月極160時間以上	所得に応じた補助 0～4万	所得に応じた補助 2.7万～6.7万
	待機児童でない 月極160時間未満	補助対象外	月額上限 2.7万

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
月額上限 8万

3～5歳クラス年齢

税区分	契約保育時間	第1子	第2子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯		月額上限 5.7万	

第1子以降
月額上限 8万(※)

※給食を提供していない園は7.7万

(3) 未就園児の定期的な預かり事業にかかる利用料補助の拡充  
補助対象を第1子まで拡充し、日額上限3,000円にする。

◎現状

税区分	第1子	第2子以降
低所得世帯等	日額上限3,000円	
それ以外の世帯	補助対象外	日額上限2,200円

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
日額上限3,000円
日額上限3,000円

(4) 定期利用保育事業の保育料補助の拡充

補助対象を第1子まで拡充し、認可保育所等と同じ利用時間（11時間以内）に対する保育料を上限にする。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯	月額上限 4.2万	
課税世帯	補助対象外	月額上限 4.2万

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
月額上限 5万※

3～5歳クラス年齢

税区分	第何子でも可
非課税世帯 ・ 課税世帯	月額上限 3.7万

第1子以降
月額上限 4.1万◎

※1-2歳児クラス保育料：50,000円

◎3歳児クラス保育料：40,500円

## (5) 私立幼稚園等の預かり保育料補助の拡充

保育の必要性の認定がある児童については、補助対象を第1子まで拡充する。

◎現状  
満3歳児

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯	月額上限 1.63万	
課税世帯	補助対象外	月額上限 1.63万

◎拡充後の区の補助額

税区分	第1子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	月額上限 1.63万

## 3. 給食費(副食費、主食費)の無償化

## (1) 副食費

副食費は徴収しないこととし、利用者から直接副食費を徴収している私立保育所等に対しては、副食費相当分(公定価格の副食費徴収免除加算の単価目安)を運営費として支給する。

## (2) 主食費

認定こども園及び給食を提供している新制度移行幼稚園について、主食費相当分(月3,000円目安)を運営費として支給する。

※認可外保育施設の3～5歳児クラスについて、給食費相当分を保育料補助に加算して支給する。

◎現状

認定	施設	主食費	副食費	副食費免除
2号認定	認可保育園の3歳以上、認定こども園の3歳以上・保育	公費負担	利用者負担 実費徴収	区民税額に応じた世帯や 多子の免除あり
1号認定	認定こども園の3歳以上・教育 新制度に移行した私立幼稚園 (給食提供園に限る)	利用者負担 実費徴収		

◎拡充

主食費・副食費
公費負担

## 4. 事業開始日 令和7年9月1日